

# 2026 年度事業計画

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

## I はじめに

公益財団法人中部圏創造ファンド（以下本財団と言う）は、地域や社会の課題解決に向けて活動する NPO などによる民間公益活動に対して、資金支援や人材育成支援等の非資金的支援を行うことを通じて、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な地域社会を創造し、もって公益の増進に寄与することを目的に活動している。

今日、子ども・若者、シングルマザー、在住外国人などの中で、多くの人々が困難を抱えている。また、過疎化が進む中で多くの地域社会が困難な状況に直面し、さらに南海トラフ巨大地震対策など将来の暮らしに関わる社会課題も存在している。これらの解決には行政のみでは対応できないことも多く、NPO などによる民間公益活動の果たす役割がますます重要になっている。

2025 年 11 月 26 日に公益認定を受けた本財団は、2026 年度も寄付金、助成金、公益目的事業受託金などで調達した資金を活用し、積極的に地域公益活動の支援に取り組んでいく。

## II 地域公益活動支援事業

### 1 困難を抱える人・地域への支援

#### (1) 地域コミュニティの発展事業

2023 年度から 2026 年度までの助成金により実施する「地方都市・農山村におけるコミュニティの持続発展事業」について、本年度も 3 チーム 11 団体の民間公益活動に対し助成金を交付するとともに、各チーム活動の成果と持続性を高めるため各種研修などにより伴走支援する。

予算：休眠預金活用\_草の根活動 2023 の助成金 44,348,183 円

その他 1,000,000 円

#### (2) 子ども/若者など社会的弱者への支援事業

2024 年度から 2027 年度までの助成金により実施する「子ども/若者の居場所機能強化事業」について、本年度も、選定した 5 つの民間公益活動団体に対し助成金を交付するとともに活動の成果を高めるため各種研修などにより伴走支援する。

予算：休眠預金活用\_草の根活動 2024 の助成金 52,258,184 円

また、助成期間終了後も「子ども/若者の居場所機能強化事業」の成果を継承・発展させるための仕組みづくりに取り組む。

予算：寄付金 200,000 円

(3) 生きづらさを抱える人の支援事業

生きづらさを抱える人に対し、教育、生活、就労等の様々な面で支援する民間公益活動（5団体程度）に助成金を交付する。

予算：本事業への寄付金 500,000 円

(4) かなめびと応援プロジェクト

2024年度から2026年度まで休眠預金活用制度の助成を受けて実施される本事業について、事業主体の（N）ボランティアネイバーズから一部事業の委託を受けて、組織運営コアスタッフの人材育成研修等により、民間公益活動団体の組織基盤強化の取り組みを支援する。

予算：受託料 2,500,000 円

## 2 将来の暮らしに関わる社会課題への対応を支援

(1) 南海トラフ地震等大規模災害に備えた民間支援組織への支援事業

南海トラフ地震等大規模災害に対する、民間支援組織の発災前の減災・防災や発災後の効果的な救援・復旧に関する取組を支援する。

予算：本事業への寄付金 200,000 円

(2) 子どもの起業家精神はぐくみ活動への支援事業

これからの社会で求められる自律型で起業家精神に富む人材の育成のため、子どもの起業家精神と社会貢献意識を育む活動を支援する。

予算：本事業への寄付金 300,000 円

## 3 広報・調査活動

(1) シンポジウム等の開催

公益法人化を記念するシンポジウムを、幅広い関係者の参加を呼びかけて開催する。

(2) 広報ツール

パンフレット、web サイト、SNS による情報提供を強化する。

(3) 将来ビジョン検討

本財団のこれまでの活動・成果を踏まえつつ、これから進めるべき事業や組織の在り方について検討する。事務局内での検討とともに、外部人材を加えた研究会を設置する。

## 4 資金調達

(1) 寄付募集活動

本財団の3つの寄付受入窓口への募集活動を幅広く行う。

## 議案①-1

- ① 共創寄付・・・寄付者と本財団が、支援対象活動（地域、分野等）などを相談・対話を重ねて事業を創り上げる寄付
  - ② 共感寄付・・・本財団の個別の事業に賛同・共感しての寄付
  - ③ 財団応援寄付・本財団の活動全般、組織運営を応援する寄付
- (2) 助成金、委託事業
- 本財団の活動に有益な助成金、委託事業の申請・獲得に努める

## Ⅲ 財団運営について

### 1, 理事会・評議員会

- (1) 定時評議員会及び必要に応じて臨時会議を開催する。
- (2) 理事会は年4回の通常理事会及び必要に応じ臨時会議を開催し、適切な業務執行に関わる意見交換、意思決定を行う。
- (3) 業務執行理事と事務局メンバーによる事務局会議を原則週1回開催し、業務の執行状況の報告、意見交換を行う。